

新設規制に関する事前評価書

< 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案に基づく規制の新設 >

規制の名称	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく特定原動機の型式指定
担当部局	環境省環境管理局自動車環境対策課 電話番号：03-5521-8302 e-mail：kanri-jidosha@env.go.jp
評価実施日	平成17年3月7日
政策目的	公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)について、特定原動機の型式指定を行い、基準に適合している特定原動機であることの確認を合理化する。
規制の内容	特定原動機の製作又は輸入を行う事業者の申請により、同一型式の特定原動機のすべてが環境保全の観点から必要な排出ガス性能基準(特定原動機技術基準)に適合することについて、主務大臣の指定を受けることができるもの。 根拠条文 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第5条～第8条
規制の必要性	大気環境の状況については、大都市地域を中心として依然として厳しい状況にあり、浮遊粒子状物質等に係る大気環境基準の早期達成を図ることが求められている。現在、公道を走行しない特殊自動車の排出ガスは規制の対象外となっており、その排出量は、看過できない水準に達している。このため、公道を走行しない特殊自動車に対して、新たに排出ガス規制を導入することが必要である。
期待される効果	特定原動機の性能を判定することにより、同一型式の原動機を搭載する特定特殊自動車の排出ガス性能が確定され、基準に適合する車両を明確化できる。これにより、使用者の義務履行が容易になり、効果的に規制が実施される。
想定される負担	特定原動機の製作又は輸入を行う事業者は、型式指定の申請を行うことができる。申請は義務ではないが、申請を行った場合、その特定原動機が特定原動機技術基準に適合し、かつ、均一性を有していることが必要となる。これによらない型式指定特定原動機の表示は禁止される。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、型式を指定せず個別の確認を求めることも考えられるが、特定原動機技術基準を満たしているかどうかを特定特殊自動車製作等事業者及び使用者が判断することが困難になることが考えられ、型式を指定する方が効果的かつ効率的と考えられる。また、型式指定を義務付けることも考えられるが、技術基準を満たしていないものの使用を禁止していることから、製作者及び輸入者に対する過剰規制となると考えられる。
備考	中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第6次答申)」で、公道を走行しない特殊自動車に対する排出ガス規制の導入を検討する必要があるとされている。
レビュー時期	この法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは検討を行う。